サービスの種類

◆障害児通所支援

障がい種別による区分をなくし、身近な市町村が実施主体となり児童福祉法に規定する児童発達支援等の障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がいのある児童とその家族の福祉の増進を図ります。

サービス名称	対象者	内容
児童発達支援	未就学の障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
医療型児童発達支援	医学的管理の必要な障がい児	日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場を提供します。
保育所等訪問支援	就学・就園している障がい児	現在利用中又は今後利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるように当該施設を訪問し支援を行います。
障害児相談支援給付	障がいのある児童	障がいのある児童等が、適切な障害児通所支援を利用するため、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

問い合わせ先 **福祉課** TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

※申請や申請に係る相談には事前予約が必要です。

◆障害児入所支援

障がい種別による区分をなくし、熊本県が実施主体となり児童福祉法に規定する障害児入所支援を行います。

対象者	内容
障がいのある児童	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援（及び医療）を行います。

問い合わせ先 **熊本県中央児童相談所** TEL (381) 4451

申請に必要なもの

- 印鑑
- 受給資格が確認できるもの（障害者手帳、意見書など）
- 申請者と対象児童の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）

詳しくはお問い合わせください。

サービスを利用したときの費用

◆障がい児支援等にかかる費用

障がい児支援の利用者負担は、所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

●利用者負担の上限額

区　分	対象となる方	負担上限月額	
生活保護	●生活保護世帯の方	0円・自己負担なし	
低所得	●市町村民税非課税世帯の方		
一般1	【障がい児】18歳未満 ●市町村民税課税世帯のうち、世帯の所得割の合計額が28万円未満の方 ※入所施設利用者の場合は20歳未満の方を含みます。	通所	4,600円
		入所	9,300円
一般2	●市町村民税課税世帯のうち、「一般1」に該当しない方	37,200円	

※世帯：障がい児の保護者の属する住民基本台帳での世帯

就学前の障がい児の発達支援の無償化

就学前（満3歳になって最初の4月から小学校に入学するまで）の障がい児への支援として、発達障害支援などのサービスの利用者負担が無料となりました。

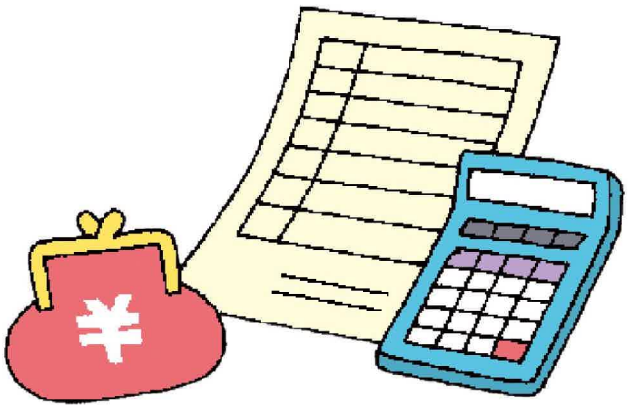

サービスの申請から利用までの流れ

障がい児支援を利用するには申請が必要になります。
障がい児支援には、「通所支援」と「入所支援」があります。
「通所支援」の申請は、福祉課で受け付けます。
「入所支援」の申請は、熊本県中央児童相談所で受け付けます。

1 通所支援利用申請

↓

2 利用意向の把握

町は、サービスの利用意向について聞き取りをします。

↓

3 障害児支援利用計画案の作成依頼

障害児支援利用計画とは？

利用者の課題解決や、適切なサービスを支援するために作成するものです。

障害児支援利用計画を作る人は？

町が指定する事業所の相談支援専門員が作成します。

計画作成にかかる費用は？

申請者（利用者）の方が負担する費用はありません。

↓

4 調査

町の職員が障がいの状況について調査を行います。

↓

5 障害児支援利用計画案の提出

相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成し、申請者（利用者）はそれを町に提出します。

↓

6 支給決定

障害児支援利用計画案などをもとに、サービスが決定され、支給決定通知書と受給者証が送付されます。

↓

7 サービス提供事業者と契約

申請者（利用者）は、障害児通所支援事業所を選択して利用の契約を行います。

↓

8 サービス利用

受給者証を提示してサービスを利用します。

※計画の作成を依頼した場合には、相談支援専門員がサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。